

勝利宣言

2月6日、最高裁判所第三小法廷は、浦和電車区事件刑事裁判の被告らの上告を棄却し、加害者である被告7名全員を有罪とする一審判決が遂に確定した。このことは、JR連合の「被害者救済運動」が勝利し、JR総連の「反弹圧の闘い」が敗北したことを意味する。JR総連、とりわけ東労組組合員は、有罪が確定した今こそ、「美世志会運動」との訣別を東労組本部に迫るべきである。

JR連合が取り組んできた「JR総連の組合暴力による被害者救済運動」は、三鷹電車区事件・佐藤久雄氏の運転士復帰（2008年）、浦和電車区事件・吉田光晴氏のJR東日本復職（2010年）など、着実に勝利を重ねてきた。

JR総連は浦和電車区事件に対して、「えん罪」「国策弾圧」「あたりまえの労働組合活動」などと主張してきたが、最高裁は上告棄却にあたり、吉田氏に対する被告らの行為を「組合活動として手段・方法において社会的に相当なものとはいえない」と断罪した。至極当然の判断である。

JR東日本は、今回の上告棄却を受けて、清野社長名で全社員に対して「この機会に、本判決が持つ意味をよく理解し、職場規律が重要であることを真摯に受け止めて欲しい」との呼びかけを行った。浦和電車区事件に対する認識は、我々とまったく同一のものである。

JR連合はJR東日本に対して、今こそ、事件の背後要因にある「JR総連・東労組への革マル派浸透問題」の解決に、ともに起ちあがることを訴える。JR東日本経営陣の「英断」を強く期待するものである。

JR総連は声明で、「我々は組織破壊を目論んだ国策弾圧としての意図を、その本質において打ち砕いたのであり、闘いは勝利している」などと空虚な言を弄しているが、「打ち砕かれた」のはJR総連運動であることは火を見るより明らかだ。

私たちJR連合は、今回の上告棄却を受け、ここに高らかに「勝利宣言」を行い、民主化闘争の今日的到達点を確認する。そして、国鉄改革の残滓である革マル派浸透問題を一日も早く解決し、JR労働界の大同団結と一元化という最終目標にむけ、あらためてすべてのJR労働者の総結集を呼びかけるものである。

2012年2月22日

JR連合・浦和電車区事件全面勝利2.22報告集会